兵庫県公報

平成27年9月30日 水曜日 号 外

発行人兵庫県神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

公布された法令のあらまし

●客引き行為等の防止に関する条例施行規則(規則第44号)

客引き行為等の防止に関する条例の規定に基づき、立入調査をする職員の身分証明書の様式、客引き行為等に対する是正の措置の命令に違反した者等について知事が公表することができる事項等を定めることとした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第45号)

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位置	戸 数
普通高層耐火住宅	長田天神高層住宅	神戸市長田区長田天神町6丁目	51戸

2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通簡易耐火住宅 2団地 10戸

3 老朽化に伴い、次の特別賃貸県営住宅を用途廃止することとした。

特別賃貸簡易耐火住宅 1団地 4戸

4 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 31団地 54戸普通中層耐火住宅 11団地 13戸

規則

客引き行為等の防止に関する条例施行規則をここに公布する。 平成27年9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第44号

客引き行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、客引き行為等の防止に関する条例(平成27年兵庫県条例第5号。以下「条例」という。) の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第10条第2項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(公表

- 第3条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 住所
 - ② 法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
 - ③ 条例第11条第1号に該当する者にあっては、同号に該当することとなった事実並びに当該命令に違反し

て行った条例第9条第1項に規定する禁止行為に係る店舗その他の事業所の名称及び所在地

- (4) 条例第11条第2号に該当する者にあっては、同号に該当することとなった事実並びに当該立入調査に係る店舗その他の事業所の名称及び所在地
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 条例第11条の規定による公表は、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(表面)

第 号 身分証明書 所 属 写 真 職 名

上記の者は、客引き行為等の防止に関する条例(平成27年兵庫県条例第5号)第10条第1項の規 定に基づき立入調査をする職員であることを証明します。

氏 名

年 月 日

兵庫県知事 印

(裏面)

客引き行為等の防止に関する条例 (抜粋)

(立入調査)

- 第10条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、客引き行為等をし、若しくは客引き行為等をさせる者の従業する場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第15条 (略)

2 第10条第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項に規定する書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の書類その他の物件を提出若しくは提示し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、5万円以下の過料に処する。

A 7

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第45号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第19号)の一部を次のように改正 する。

^^^^^^

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

					30	0. 6740	70, 100
169	27	長田天神高層住宅	神戸市長田区長田天神町 6丁目	11階建	10	0.7046	71, 800
					11	1. 0013	98, 500

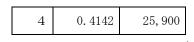
別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款36の項を次のように改める。

36 削除

別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款40の項中

7 0. 4142 25, 900 1 0. 4241 25, 900

を



削除

1

に改め、同表2の部普通高層耐火住宅の款1の項を次のように改める。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款2の項中

1 0.4408 30,700

を

1 0.4408 円 30,700

に、

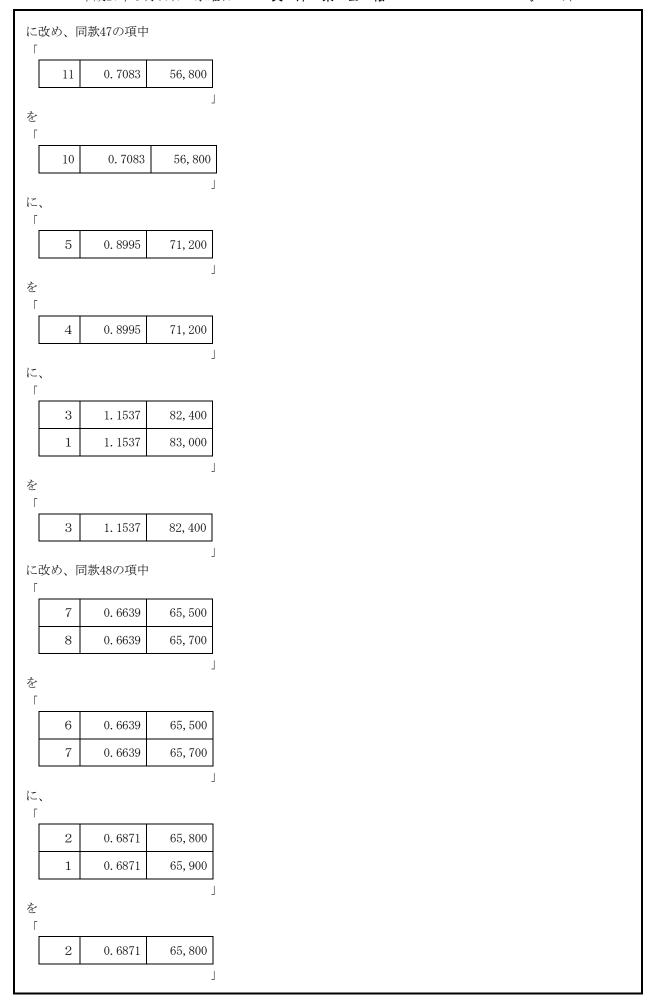
3 0.6476 41,000

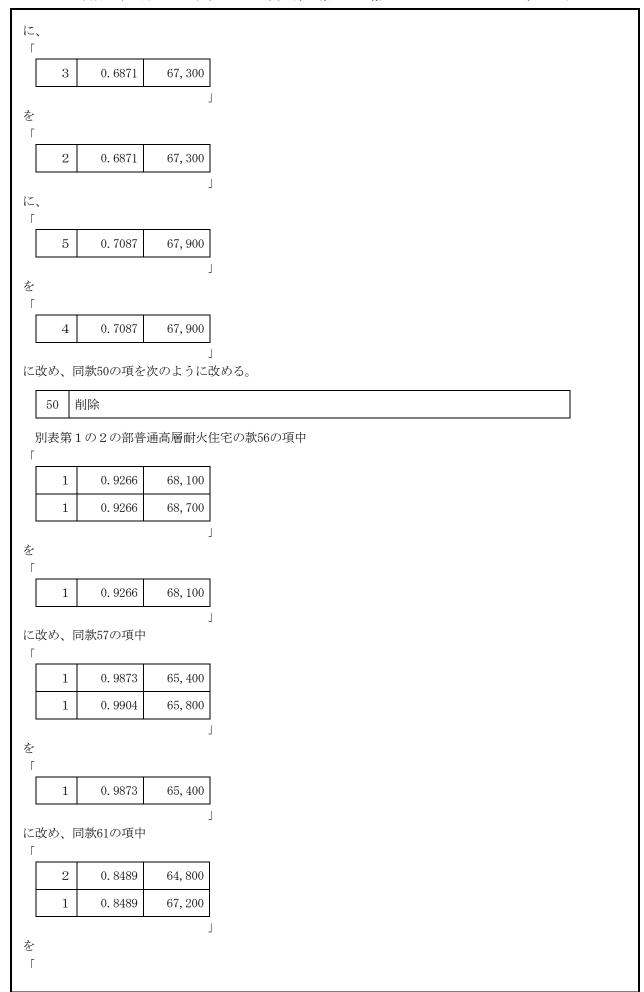
を 「

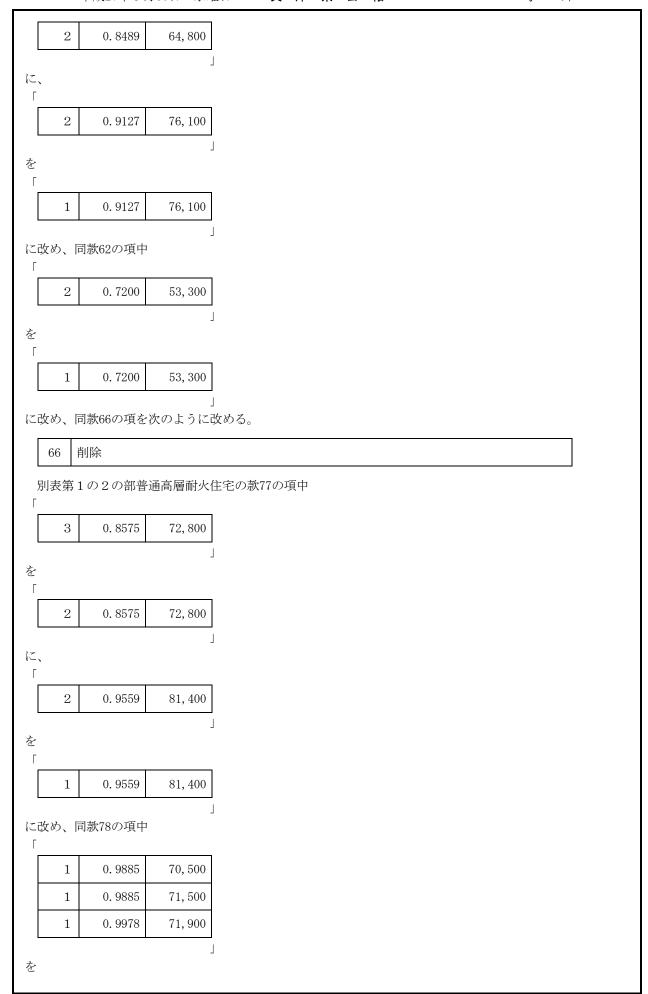
	1774	7 1	74 71	714 11K	3 71
1	0. 6476	41, 000			
ファコム・ム F	事をの頂巾	J			
(CLIX &) 、 F	司款4の項中				
1	0. 4928	32, 000			
1	0. 4928	32, 200			
<i>→</i>					
を 「					
1	0. 4928	32, 200			
) - 1	日本この母の	ræ.da			
に以め、F 「	司款5の項の	垻 屮			
4	0.8312	56, 800			
<u></u>					
を 「					
3	0.8312	56, 800			
)ァコムル F	おりの頂巾				
(CDX Ø)、 Fi	司款7の項中				
1	0. 9794	71, 900			
1	0. 9825	70, 500			
を					
ر آ					
1	0. 9794	71, 900			
にみみ ほ	司款8の項中	Т			
rcixo), ii	がひの境下				
1	0. 9266	67, 700			
1	1. 0192	73, 600			
1	1. 0192	74, 200			
を		J			
[
1	1. 0192	74, 200			
1					
	司款9の項中				
	司款9の項中				
に改め、同	司款 9 の項中	68, 700			

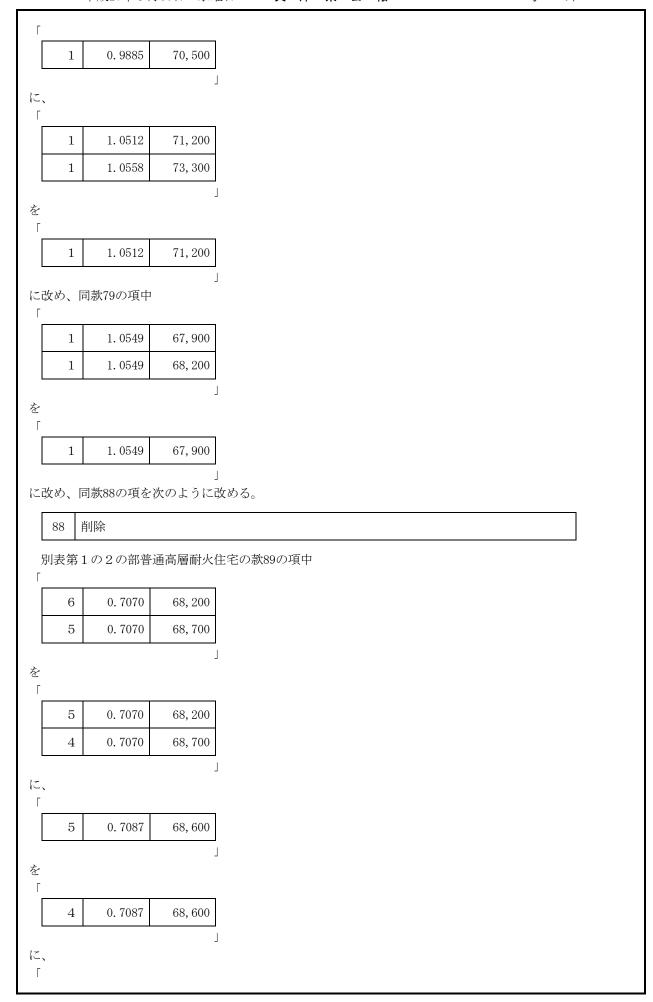
```
を
 Γ
     2
          0.9643
                   68,700
に、
     2
          1.0610
                   70,500
を
          1.0610
                   70,500
     1
に改め、同款13の項中
     2
          1.0128
                   72,600
     1
          1.0205
                   71,800
を
     2
          1.0128
                   72,600
に改め、同款33の項中
     1
          0.7055
                   45,000
     1
          0.7055
                   45,800
を
     1
          0.7055
                   45,000
に改め、同款34の項中
     1
          0.8312
                   56, 300
          0.8312
                   57, 300
を
          0.8312
                   57, 300
     1
に改め、同款35の項を次のように改める。
      削除
 別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款36の項中
```

	1	0. 9825	71, 500
F	1	0. 9825	74, 200
H	1	0. 9885	70, 200
L		0.0000	10,200
を			
ſ	. 1		
L	1	0. 9825	74, 200
に、			-
Γ			
L	1	0. 9885	74, 700
_	1	1. 0038	73, 300
J.			
を 「			
F	1	0. 9885	74, 700
L			
に、 「			
ÏГ	1	1 0300	71, 700
-		1. 0390	
L	1	1. 0558	73, 800
を			-
Γ			
	1	1. 0390	71, 700
1ァコ	th E	款40の項中	
(تات) آ	XαJ、 μ	1秋400万年中	
	1	0. 9598	70, 900
	1	0. 9985	74, 600
L			
を 「			
Ţ	1	0. 9598	70, 900
L	1	0. 9596	70, 900
に良	女め、同]款42の項中	-
٦	ı		
	2	1. 0128	71, 800
を			
<u>ح</u> 1			
	1	1. 0128	71, 800
		l.	

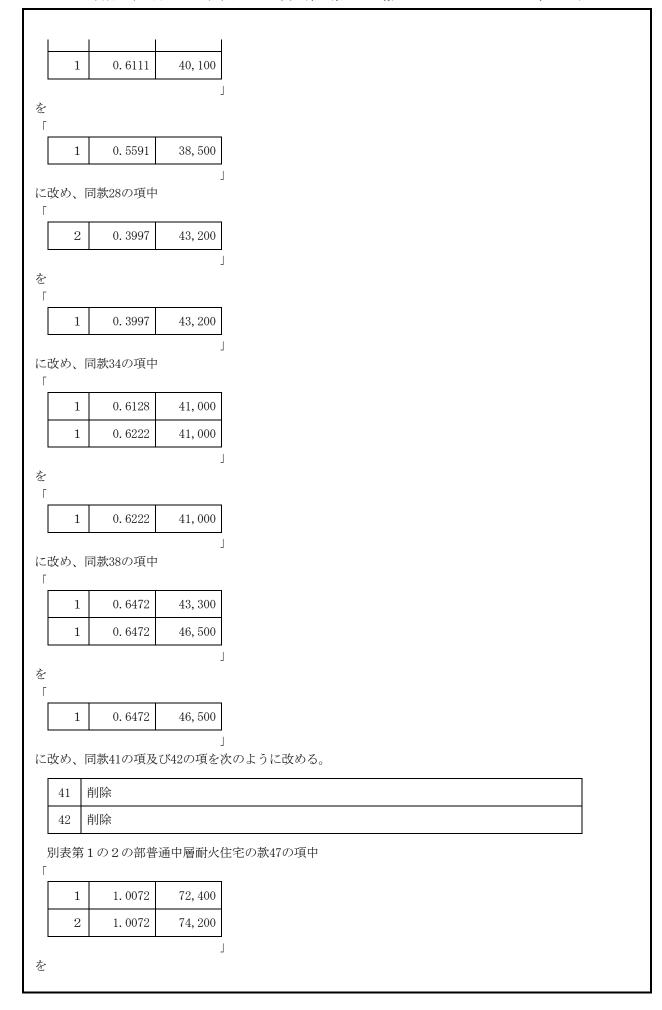








```
2
          0.7087
                  69,000
     1
          0.7087
                  69, 100
を
     2
          0.7087
                  69,000
に改め、同款94の項を次のように改める。
   94 削除
 別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款101の項中
          1.0128
                  71,800
     1
     2
          1.0128
                  72,600
を
     1
          1.0128
                  71,800
に改め、同款114の項中
     1
          0.6880
                  54,800
     1
          0.8646
                  63,900
を
     1
          0.6880
                  54,800
に、
     1
          1. 1454
                  83, 100
          1. 1622
     1
                  82, 200
を
          1. 1454
     1
                  83, 100
に改め、同款115の項を次のように改める。
  115 削除
 別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款8の項中
          0.5591
                  38, 500
```



1 1.0072 74,200

に改め、同款54の項を次のように改める。

54 削除

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款57の項を次のように改める。

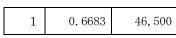
57 削除

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款64の項中

 1
 0.6683
 46,500

 1
 0.8034
 55,400

を 「



に改め、同款67の項を次のように改める。

67 削除

別表第3特別賃貸簡易耐火住宅の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。